

プロトコル D-1

TDM 測定結果に基づいた採血、検体及び処方オーダー

1. 内容

TDM 測定時に異常値が出ている場合、採血及び処方オーダーの入力を可とする。ただし、医師（主治医に限らない）に同意が得られた場合に限り、また、本プロトコルの実施は薬剤部の TDM 担当者または ACC 担当薬剤師に限定する。

2. 運用例

バンコマイシンのトラフ濃度が 30 µg/mL と異常値を示した。夕方投与予定のバンコマイシンの中止及び翌日の採血オーダーを依頼するために主治医に連絡をしたが不在であったため、他の診療科医師の同意のもと、バンコマイシン処方中止及び翌日の採血オーダーを追加した。

※薬剤師は変更理由について、医師は変更を承認する旨について、カルテに記載する。

《電子カルテ記載例》

薬剤師 「処方代行オーダープロトコルに基づき、●●医師の同意を得て、バンコマイシン処方中止及び翌日の採血オーダーを追加した。」

医師 「バンコマイシンの中止及び翌日の採血オーダーの実施を承認した。」